

保土ヶ谷公園駐車場管理基準

(目的)

第1条 この管理基準は、県立保土ヶ谷公園駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 駐車場は、次に掲げる者（以下、「管理者」という。）が管理する。

管理者の氏名 公益財団法人 神奈川県公園協会

(供用日)

第3条 駐車場の供用日は、次のとおりとする。

4月1日から3月31日まで

・有料の供用日 1月5日から12月27日まで

・無料の供用日 12月28日から1月4日まで

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、次のとおりとする。

(1) 有料の供用時間

・1月5日から3月15日の期間 8時30分から17時30分まで

・3月16日から12月15日の期間 8時30分から19時30分まで

・12月16日から12月27日の期間 8時30分から17時30分まで

(2) 無料の供用時間

・4月1日から10月31日の期間 5時30分から8時30分まで

・3月16日から12月15日の期間 19時30分から21時30分まで

無料の供用時間については、有料施設利用者の利用に応じ駐車場の開閉をする。

(利用料金)

第5条 第3条に規定する有料の供用日に駐車場を利用しようとするときの料金は、別表1のとおりとする。

ただし、駐車場管理者が指定する特例日に駐車場を利用しようとするときの料金は、別表2のとおりとする。また、次のいずれかに該当する自動車については、その利用料の全部又は一部を免除する。

(1) 全額免除の対象

ア 社会福祉事業を経営する団体等が事業のために公園を利用する場合。

イ 義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教科として公園を利用する場合。

ウ 地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合。

エ 国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合。

オ 身体障害（児）者、知的障害（児）者が公園施設を利用する場合。

カ 公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合。

(2) 5割免除の対象

ア 電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県環境農政局環境部交通環境課が発行する『神奈川県電気自動車認定カード』を提示した場合。ただし、神奈川県が『EVイニシアティブかながわ』を推進する期間に限る。

イ 免除した価格は、10円未満切上げとする。

(3) 一部免除の対象

一部免除は別表1駐車場利用料金について適用し、利用上限金額を大型車1,240円、普通車520円に免除する。

ア 公園協会主催のスポーツフェスティバル等事業の受講者及び関係者が利用する場合。

イ 青少年スポーツ大会等を運営する事務局関係者及び審判員等が駐車場を利用する場合。

ウ 運動広場の利用に予めその許可を県から得ている者がその一部を臨時駐車場として利用する場合。

(有料の供用日、供用時間及び利用料金の変更)

第6条 第3条、第4条规定及び第5条別表を変更しようとするときは、横浜川崎治水事務所長の承認を得なければならない。

(利用の禁止)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止することができる。

- (1) 駐車場の目的以外に使用するとき。
- (2) 駐車場の秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (3) 駐車場の施設を破損するおそれがあると認めたとき。
- (4) その他、管理者が特に必要があると認めたとき。

(原状回復)

第8条 管理者は、駐車場及びその付帯設備を損傷したものに対し、原状回復させるものとする。

(管理責任)

第9条 管理者は、管理上自己の責任によって生じた損害については、その責に任ずるものとする。

(その他)

第10条 第3条及び第4条に規定する供用日、供用時間以外の供用については、横浜川崎治水事務所長と協議する。

(付記)

第11条 この基準は、平成26年4月1日より適用する。

別 表

駐 車 場 利 用 料 金 表

別表 1

| 車種 | 1時間以内 | 1時間を超え 30分毎 | 備考 |
|-----|-------|----------------|-------|
| 大型車 | 620円 | 310円 | 消費税含む |
| 普通車 | 210円 | 110円 | " |
| 二輪車 | 無料 | 無料 | |

※大型車3,000円、普通車1,000円を上限金額とする。

別表 2

| 車種 | 料金(1回につき) | 備考 |
|-----|-----------|-------|
| 大型車 | 1,240円 | 消費税含む |
| 普通車 | 520円 | " |
| 二輪車 | 無料 | |

※有料の供用日において、土日祝日は別表2を適用する。

保土ヶ谷公園臨時駐車場管理基準

(目的)

第1条 この管理基準は、県立保土ヶ谷公園臨時駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 駐車場は、次に掲げる者（以下、「管理者」という。）が管理する。

管理者の氏名 公益財団法人 神奈川県公園協会

(有料の供用日)

第3条 駐車場の有料の供用日は、次のとおりとする。

本駐車場が満車となり、当駐車場の開設を横浜川崎治水事務所長が必要と認めたとき。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、次のとおりとする。

- ・ 1月5日から3月15日の期間 8時30分から17時30分まで
- ・ 3月16日から12月15日の期間 8時30分から19時30分まで
- ・ 12月16日から12月27日の期間 8時30分から17時30分まで

(利用料金)

第5条 第3条に規定する日に駐車場を利用しようとするときの料金は、別表1のとおりとする。ただし、駐車場管理者が指定する特例日に駐車場を利用しようとするときの料金は、別表2のとおりとする。また、次のいずれかに該当する自動車については、その利用料の全部又は一部を免除する。

(1) 全額免除の対象

- ア 社会福祉事業を経営する団体等が事業のために公園を利用する場合。
- イ 義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教科として公園を利用する場合。
- ウ 地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合。
- エ 国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合。
- オ 身体障害（児）者、知的障害（児）者が公園施設を利用する場合。
- カ 公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合。

(2) 5割免除の対象

- ア 電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県環境農政局環境部交通環境課が発行する『神奈川県電気自動車認定カード』を提示した場合。ただし、神奈川県が『EVイニシアティブかながわ』を推進する期間に限る。
- イ 免除した価格は、10円未満切上げとする。

(3) 一部免除の対象

一部免除は別表1駐車場利用料金について適用し、利用上限金額を大型車1,240円、普通車520円に免除する。

- ア 公園協会主催のスポーツフェスティバル等事業の受講者及び関係者が利用する場合。
- イ 青少年スポーツ大会等を運営する事務局関係者及び審判員等が駐車場を利用する場合。
- ウ 運動広場の利用に予めその許可を得ている者がその一部を臨時駐車場として利用する場合。

(有料の供用日、供用時間及び利用料金の変更)

第6条 第3条、第4条規定及び第5条別表を変更しようとするときは、横浜川崎治水事務所長の承認を得なければならない。

(利用の禁止)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止することができる。

- (1) 駐車場の目的以外に使用するとき。
- (2) 駐車場の秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (3) 駐車場の施設を破損するおそれがあると認めたとき。
- (4) その他、管理者が特に必要があると認めたとき。

(原状回復)

第8条 管理者は、駐車場及びその付帯設備を損傷したものに対し、原状回復させるものとする。

(管理責任)

第9条 管理者は、管理上自己の責任によって生じた損害については、その責に任ずるものとする。

(その他)

第10条 第3条及び第4条に規定する供用日、供用時間以外の供用については、横浜川崎治水事務所長と協議する。

(付記)

第11条 この基準は、平成26年4月1日より適用する。

別 表

駐 車 場 利 用 料 金 表

別 表 1

| 車種 | 1時間以内 | 1時間を超え 30分毎 | 備考 |
|-----|-------|----------------|-------|
| 大型車 | 620円 | 310円 | 消費税含む |
| 普通車 | 210円 | 110円 | " |
| 二輪車 | 無料 | 無料 | |

※大型車3,000円、普通車1,000円を上限金額とする。

別 表 2

| 車種 | 料金(1回につき) | 備考 |
|-----|-----------|-------|
| 大型車 | 1,240円 | 消費税含む |
| 普通車 | 520円 | " |
| 二輪車 | 無料 | |

※有料の供用日において、土日祝日は別表2を適用する。

茅ヶ崎里山公園駐車場管理基準

(目的)

第1条 この管理基準は、県立茅ヶ崎里山公園駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 駐車場は、次に掲げる者（以下、「管理者」という。）が管理する。

管理者の氏名 公益財団法人 神奈川県公園協会

(有料の供用日)

第3条 駐車場の有料の供用日は、次のとおりとする。

1月4日から12月28日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、次のとおりとする。

- (1) 通常時は、8時30分から18時00分まで
- (2) 夏季期間は、8時30分から19時00分までとし、夏季期間は、原則として地域の小中学校の夏休み期間とする。

(利用料金)

第5条 第3条に規定する日に駐車場を利用しようとするときの料金は、別表のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当する自動車については、その利用料の全部又は一部を免除する。

・全額免除の対象

- (1) 社会福祉事業を経営する団体等が事業のために公園を利用する場合。
- (2) 義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教科として公園を利用する場合。
- (3) 地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合。
- (4) 国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合。
- (5) 身体障害（児）者、知的障害（児）者が公園施設を利用する場合。
- (6) 公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合。

・5割免除の対象

- (1) 電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県環境農政局環境部交通環境課が発行する『神奈川県電気自動車認定カード』を提示した場合。ただし、神奈川県が『EVイニシアティブかながわ』を推進する期間に限る。
- (2) 免除した価格は、10円未満切上げとする。

(有料の供用日、供用時間及び利用料金の変更)

第6条 第3条、第4条の規定及び第5条別表を変更しようとするときは、藤沢土木事務所長の承認を得なければならない。

(利用の禁止)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止することができる。

- (1) 駐車場の目的以外に使用するとき。
- (2) 駐車場の秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (3) 駐車場の施設を破損するおそれがあると認めたとき。
- (4) その他、管理者が特に必要があると認めたとき。

(原状回復)

第8条 管理者は、駐車場及びその付帯設備を損傷したものに対し、原状回復させるものとする。

(管理責任)

第9条 管理者は、管理上自己の責任によって生じた損害については、その責に任ずるものとする。

(その他)

第10条 第3条及び第4条に規定する供用日、供用時間以外の供用については、藤沢土木事務所長と協議する。

(付記)

第11条 この基準は、平成26年4月1日より適用する。

別 表

駐 車 場 利 用 料 金 表

| 車種 | 料金 | 備考 |
|-----|--------------|-------|
| 大型車 | 1回につき 1,030円 | |
| 普通車 | 1回につき 310円 | 消費税含む |
| 二輪車 | 無料 | |

相模原公園駐車場管理基準

(目的)

第1条 この管理基準は、県立相模原公園駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 駐車場は、次に掲げる者（以下、「管理者」という。）が管理する。

管理者の氏名 公益財団法人 神奈川県公園協会・株式会社サカタのタネ グループ

(有料の供用日)

第3条 駐車場の有料の供用日は、次のとおりとする。

1月5日から12月27日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、7月1日から8月31日までを除く。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、次のとおりとする。

8時30分から17時00分まで

(利用料金)

第5条 第3条に規定する日に駐車場を利用しようとするときの料金は、別表のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当する自動車については、その利用料の全部又は一部を免除する。

・全額免除の対象

- (1) 社会福祉事業を経営する団体等が事業のために公園を利用する場合。
- (2) 義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教科として公園を利用する場合。
- (3) 地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合。
- (4) 国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合。
- (5) 身体障害（児）者、知的障害（児）者が公園施設を利用する場合。
- (6) 公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合。

・5割免除の対象

- (1) 電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県環境農政局環境部交通環境課が発行する『神奈川県電気自動車認定カード』を提示した場合。ただし、神奈川県が『EVイニシアティブかながわ』を推進する期間に限る。
- (2) 免除した価格は、10円未満切上げとする。

(有料の供用日、供用時間及び利用料金の変更)

第6条 第3条、第4条規定及び第5条別表を変更しようとするときは、厚木土木事務所長の承認を得なければならない。

(利用の禁止)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止することができる。

- (1) 駐車場の目的以外に使用するとき。
- (2) 駐車場の秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (3) 駐車場の施設を破損するおそれがあると認めたとき。
- (4) その他、管理者が特に必要があると認めたとき。

(原状回復)

第8条 管理者は、駐車場及びその付帯設備を損傷したものに対し、原状回復させるものとする。

(管理責任)

第9条 管理者は、管理上自己の責任によって生じた損害については、その責に任ずるものとする。

(その他)

第10条 第3条及び第4条に規定する供用日、供用時間以外の供用については、厚木土木事務所長と協議する。

附則

この基準は、平成26年4月1日より施行する。これに伴い従前の基準は廃止する。

別 表

駐 車 場 利 用 料 金 表

| 車種 | 料金 | 備考 |
|-----|----------------|-------|
| 大型車 | 1回につき 1030円 | |
| 普通車 | 1回につき 310円 | 消費税含む |
| 二輪車 | 無料 | |

秦野戸川公園駐車場管理基準

(目的)

第1条 この管理基準は、県立秦野戸川公園大倉及び水無川駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 駐車場は、次に掲げる者（以下、「管理者」という。）が管理する。

管理者の氏名 公益財団法人 神奈川県公園協会

(有料の供用日)

第3条 駐車場の有料の供用日は、次のとおりとする。

- ・1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までについては土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
- ・7月21日から8月31日までについては毎日（ただし、水無川駐車場は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のみ）。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、次のとおりとする。

8時30分から18時00分まで。

(利用料金)

第5条 第3条に規定する日に駐車場を利用しようとするときの料金は、別表のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当する自動車については、その利用料の全部又は一部を免除する。

・全額免除の対象

- (1) 社会福祉事業を経営する団体等が事業のために公園を利用する場合。
- (2) 義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教科として公園を利用する場合。
- (3) 地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合。
- (4) 国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合。
- (5) 身体障害（児）者、知的障害（児）者が公園施設を利用する場合。
- (6) 公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合。

・一部免除の対象

- (1) 電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県環境農政局環境部交通環境課が発行する『神奈川県電気自動車認定カード』を提示した場合。ただし、神奈川県が『EVイニシアティブかながわ』を推進する期間に限る。

(有料の供用日、供用時間及び利用料金の変更)

第6条 第3条、第4条規定及び第5条別表を変更しようとするときは、平塚土木事務所長の承認を得なければならない。

(利用の禁止)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止することができる。

- (1) 駐車場の目的以外に使用するとき。
- (2) 駐車場の秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (3) 駐車場の施設を破損するおそれがあると認めたとき。
- (4) その他、管理者が特に必要があると認めたとき。

(原状回復)

第8条 管理者は、駐車場及びその付帯設備を損傷したものに対し、原状回復させるものとする。

(管理責任)

第9条 管理者は、管理上自己の責任によって生じた損害については、その責に任ずるものとする。

(その他)

第10条 第3条及び第4条に規定する供用日、供用時間以外の供用については、平塚土木事務所長と協議する。

(付記)

第11条 この基準は、平成26年4月1日より適用する。

別 表

駐 車 場 利 用 料 金 表

| 車種 | 入庫から 2時間以内 | 入庫から 2時間を超えたとき | 備考 |
|-----|---------------|-------------------|------------------------|
| 大型車 | 620円 | 830円 | |
| 普通車 | 310円 | 520円 | ※入庫から30分間は無料 ※消費税含む |
| 二輪車 | 無料 | 無料 | |

※第5条一部免除の対象に規定する自動車において、大型車は入庫から2時間以内は200円の免除、入庫から2時間を超えたときは400円の免除とし、普通車は入庫から2時間以内は100円の免除、入庫から2時間を超えたときは300円の免除とする。